

[平成13年 第4回定例会]-[10月02日-05号]-P. 268

◆6番(青山圭一) 私は通告しておりました3点につきまして、一問一答で質問するところでしたが、4番の市有地の払い下げについては次回に譲りたいと思います。それでは、多少順番を変えまして、まずポイ捨て禁止条例については環境局長に、そして放置自転車等の対策については建設局長に、それから平成13年度川崎市消防行政重点施策については消防局長に、それぞれ一問一答で伺います。

まず初めに、ポイ捨て禁止条例について環境局長に伺います。平成7年よりポイ捨て禁止条例が施行され、数年がたったわけではありますが、多くの人々がごみを道路、あるいは駅前に依然として捨てている現実があります。そこで幾つか伺います。まず初めに、ポイ捨て禁止条例施行後、ごみの量はどのように変化したのか伺います。また、ポイ捨て禁止条例に違反し、罰則をとられた事例はあるのか伺います。またさらに、実際にポイ捨てを処罰する警察と本市との連携はどのようになっているのか、あわせて伺います。以上です。

○副議長(菅原敬子) 環境局長。

◎環境局長(高山克彦) ポイ捨て禁止条例についてのご質問でございます。初めに、条例施行後のごみ量についてでございますが、平成7年の条例施行前後に川崎駅前で散乱物の定点調査を実施したところ、施行前に比較し、施行後には散乱物が4分の1に減ったという結果が出ております。これはあくまでもポイントを定めての定点調査でございますので、一つの目安ではございますが、各地の自治体が同様の条例を施行させ、ポイ捨て禁止条例が社会的関心事となったこともありまして、その後、平成10年度の再調査でもポイ捨て行為は減少しております。しかしながら、いまだたばこの吸い殻等の散乱が見られますことから、各区役所とも連携をとりながら、今後ともポイ捨て禁止キャンペーンなどを通じ、その防止に努めるとともに、再調査から3年を経過しておりますので、今年度中に改めて定点調査を実施し、散乱状況の把握に努めてまいります。

次に、罰則の適用についてでございますが、これまで適用した事例はございません。この条例の趣旨は、罰金を設けることによりまして、ポイ捨てという反社会的な行為を牽制し、未然に防止するとともに、この行為が罰金にも相当する行為であることを理解していただき、環境美化に対する人々の意識を高めることを期待しているものでございます。なお、全国でこの条例の罰則規定を設けている217都市におきましても、罰則規定を適用した例はないと聞いております。

次に、警察との連携についてでございますが、条例の趣旨でございますポイ捨てをしない、させない環境づくりに向けまして、今後とも警察など関係機関と連携を図り、普及啓発の徹底に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長(菅原敬子) 青山議員。

◆6番(青山圭一) ご答弁をいただきましたが、平成10年に定点調査してから既に3年を経過しているわけでございます。今年度、定点調査を行うということですので、この調査を踏まえて、ポイ捨て禁止キャンペーンの強化を十分図っていただきたいと思っております。

また、定期的にやはりこの定点調査というものを行っていくべきだと思いますので、この点もあわせてお考えいただければと思います。また、警察とも十分連携し、ポイ捨て禁止条例の趣旨がしっかり生かせるよう取り組むことを強く要望し、推移を見守っていきたいと思います。

次に、放置自転車等の対策について建設局長にお伺いします。本市においても、さまざまな地域において放置自転車の問題が挙げられておりますが、私は多摩区における放置自転車の対策について、とりわけ登戸駅、向ヶ丘遊園駅、生田駅周辺についての現状と対策について伺います。また、多摩区内における放置自転車の撤去作業を円滑に図るために、放置自転車の撤去先である保管所の充実を図ることは極めて重要なこととあります。放置自転車等の保管所の整備状況はどのようになっているのかもあわせて伺います。さらに、PFI事業の検討項目として、自転車等駐車場等が挙げられておりますが、取り組みについても伺います。以上です。

○副議長（菅原敬子） 建設局長。

◎建設局長（鳥海勝男） 放置自転車対策についてのご質問でございますが、本年5月29日に実施いたしました放置自転車等実態調査結果によりますと、登戸駅周辺は610台、向ヶ丘遊園駅周辺には291台、生田駅周辺には447台が放置されております。次に、放置自転車等の対策についてでございますが、登戸駅及び向ヶ丘遊園駅周辺につきましては、放置防止の徹底を図るため、引き続き啓発活動や撤去活動を強化するとともに、新たな自転車等駐車場の確保に努めてまいります。また、生田駅周辺につきましては、放置禁止区域に指定されていないことから、対策に大変苦慮しております。しかしながら、放置が多く、通行の障害になっている場所につきましては、周辺の関係者と調整を図り、放置の解消に一層の努力をしてまいります。

次に、多摩区内の保管所の整備状況でございますが、既設の三田保管所は土地所有者から平成13年度末までに用地の返還を求められていることから、新たに菅北浦調整池に約1,000台収容の保管所を平成14年3月までに整備するため、地元の方々に説明を行っているところでございます。

次に、新事業手法による自転車等駐車場整備の取り組みについてでございますが、駅前などにおける放置自転車等が大きな社会問題となっており、早急な対策が望まれることから、民間の資金や能力を活用するPFIの理念を生かし、新事業手法の導入の検討を幅広く行うため、候補事業に選定されたものでございます。現在までに民間事業者及び市民からご提案を幾つか受けており、内容について検討を進めておりますが、今後はこれらの民間の発案に関する取り扱いや評価を含め、検討を図ってまいります。以上でございます。

○副議長（菅原敬子） 青山議員。

◆6番（青山圭一） ご答弁をいただきました。まず初めに要望いたします。小田急線生田駅周辺においては、放置自転車禁止区域に指定されていないことから、対策に非常に苦慮しているとのことです。以前にも質問をさせていただきましたが、生田駅南口側の五反

田川沿いの道は大変狭く、放置自転車があると車はその道を通ることができないことがしばしばあります。そのため、「中には車を通行させるために、放置自転車を川の中に撤去する者までいる」と地元の人から話を聞きましたし、実際、五反田川の中に数台の自転車が投げ捨てられていることを私も確認をいたしました。これについてはすぐ土木事務所の方に撤去要請をいたしました。放置自転車の撤去先が保管所ではなくて五反田川となっているのです。放置禁止区域に指定されていないため、即時撤去ができない。放置禁止区域にするためには、制度上、新たな駐輪場等を整備しなくてはならないわけであります。制度上の特例を考えると、一定期間、監視員を置き放置禁止の啓発を行うなどの取り組みを強く要望いたします。

それでは、再質問いたしますけれども、登戸駅、向ヶ丘遊園駅等の放置禁止区域において、土曜、日曜、祝日、夜間等について、放置自転車等の状況はどのように把握されているのか伺います。また、撤去活動をこうした日においても試験的にも導入すべきと思いますが、見解を伺います。以上です。

○副議長（菅原敬子） 建設局長。

◎建設局長（鳥海勝男） 放置自転車対策についてのご質問でございますが、登戸駅、向ヶ丘遊園駅周辺は学生や買い物客が多いことから、土曜、日曜、祝日、夜間等における放置自転車等が大変多いと認識しております。これまで撤去活動につきましては、平日の通勤、通学等による長時間の放置自転車等を対象に行っておりまして、土曜日、日曜日等に撤去活動を行うことは、業務委託先の体制等の問題や、買い物客の自転車等を撤去することになり、非常に困難な状況でございます。今後の放置対策につきましては、放置をしないよう看板の設置を行うとともに、自転車等駐車場を利用するよう啓発活動の強化に努めてまいりたいと存じます。以上でございます。

○副議長（菅原敬子） 青山議員。

◆6番（青山圭一） 土曜、日曜と撤去活動を行うことは、業務委託先の体制の問題や買い物客の自転車等を撤去することになり、非常に困難とのことですが、業務委託先の体制問題は検討すればいいことですし、また商店街の方の中には土日等についても撤去活動を行った方がよい、こうした意見も実際あります。地元の方々の意見調査等を行い、そして土日等についても撤去活動を試験的にも導入して、放置自転車の解消に向け取り組むべきだと思います。9月30日の日曜日なんですけれども、私もこの向ヶ丘遊園の南口を調査しまして、7時半ごろでしたけれども、201台自転車等が放置されておりました。こうした現実があるわけですので、やはりしっかりと調査をして、それなりの対応を図っていかないと、この地域は特に放置禁止区域にするときに、地域の地元の方々に、行政側の方からの要望で手伝っていただいた地域ですので、全くこの禁止区域に指定した意味がない、こうしたことを私もよく言われます。この件についてはよく検討していただきたいというふうに思いますので、また、その推移を見まして質問をしたいと思います。この件については以上です。

それでは、最後に、平成13年度消防行政重点施策の取り組みについて消防局長に伺います。近年の国内における災害だけを取り上げても、三宅島の噴火、名古屋市を初めとする東海地方の大水害、また先月9月上旬に起きた新宿雑居ビル火災など、私たちの周りには予測しがたい災害が発生しております。つい先日、私の家の近くでも火災があり、その灰が私の家に風に流されて飛んでくることもありました。災害は、いつ、どこからやってくるかわからないということを実体験いたしました。そこで、災害に強いまちづくりを目指している本市として、安全対策は着実に行われているのかを検証する意味においても、本年度に掲げられております重点施策について幾つか伺います。

まず、消防力の充実強化として、航空隊24時間態勢の実施状況について伺います。次に、救急救助態勢の充実強化として、救急業務の高度化に対応するため、救急救命士の養成、教育訓練の救急技術の向上とありますが、その取り組みについて、また重傷者を迅速に医療機関に搬送するためのヘリコプターの活用状況についても伺います。最後に、消防団の充実強化として、消防団員の処遇改善、震災対策資機材等の装備を挙げておりますけれども、その取り組みについても伺っておきます。以上です。

○副議長（菅原敬子） 消防局長。

◎消防局長（石野厚） 平成13年度の川崎市消防行政重点施策の取り組みについてのご質問でございます。初めに、航空隊の24時間態勢についてでございますが、平成11年10月から1年半の試行期間を経まして、本年の4月1日、本格的に航空隊の365日24時間態勢への移行を図ったところでございます。阪神・淡路大震災のような大規模災害を初め、市内に広域的な災害が発生した場合、迅速、的確な消防活動を展開するためには早い段階での状況把握が不可欠でございます。その点でヘリコプターによる情報収集は最も効果的であると考えております。このことから、とりわけ夜間における災害発生時への対応といたしまして、情報収集と広報活動が即時に行えますよう、態勢を整えたものでございます。

また、試行期間を含めましてのこの2年間の24時間態勢における実績についてでございますが、総出動件数124件のうち、休日の昼間では火災26件、救急5件、救助8件、応援1件の合計40件でございました。特に救急救助に係る事故につきましては、休日に発生する確率が高いという状況からも、確実にこの24時間態勢の効果があらわれているものと存じております。なお、夜間につきましては、ヘリコプターが出動するような大規模な災害はございませんでした。

次に、救急救命士の養成等についてでございますが、本市におきましては、平成3年4月、救急救命士法の施行とともに、積極的に救急救命士の養成に取り組んでまいりました。平成12年度末までで88人の養成を図ってございまして、さらに本年度も引き続きまして、5人を養成しているところでございます。救急救命士が実施する救命活動内容につきましては、救急救命士法によりまして、特定の行為が定められております。医師の指示のもとに、呼吸停止した肺に強制的に空気を送り込むための気道確保など、高度で専門的な救命措置が行えることとなっております。活動実績についてでございますけれども、救急救命士が活動を開始いたしました平成4年から合計いたしますと、1,831人の患者さんに、延べ2,584回の特定行為を実施いたしております。

次に、ヘリコプターによる救急搬送についてでございますが、ヘリコプターによる救急搬送につきましては、脳疾患患者や四肢の切断など重症な傷病者を迅速に医療機関へ搬送するために、平成11年3月7日の消防記念日を期しまして、業務を開始したところでございます。搬送先医療機関につきましては、高度な処置が可能であります宮前区内の聖マリアンナ医科大学病院の救命救急センター、川崎区の市立川崎病院のほか、相模原市の北里大学病院及び伊勢原市の東海大学病院のそれぞれ救命救急センター4病院のご協力をいただいているところでございます。ヘリコプターによる救急搬送の実績につきましては、平成11年が8件、平成12年が9件、平成13年が8月末日までをもちまして5件、合計22件、22人を搬送いたしてございまして、事故種別で見ますと、労働災害が14件、転院搬送が5件、加害、交通事故、一般負傷がおのおの1件となっております。また、搬送時間が短縮され、早期の治療がなされたことから、患者さんの予後につきましては、ほとんどが経過良好となっております。

最後に、消防団員の処遇の改善等についてでございますが、消防団員の年額報酬につきましては、本年4月、一律1,000円を増額する条例改正を行いまして、従来1万7,000円から1万8,000円に改善をしたところでございます。また、消防団活動に対する震災対策用資機材等の装備についてでございますが、市内8消防団の28分団に対しまして、平成9年度から発電機セットやエンジンカッター、おの、ボルトクリッパー等の備品類のほか、シャベルや掛け矢、のこぎり、バール等の消耗品類につきまして、それぞれ順次増強しているところでございます。本年度は引き続き、発電機セット及びボルトクリッパー、おののほか、50人分の応急処置セットなどを増強することといたしてございまして、なお、今後におきましても関係局と協議の上、全分団への配置に向けまして努力してまいりたいと存じます。以上でございます。

○副議長（菅原敬子） 青山議員。

◆6番（青山圭一） ご答弁をいただきました。ありがとうございます。おおむね順調に取り組みをされているようでございます。1点、救急救命士のとった措置に対する事後検証を本市は始めたと同ってございましたけれども、その取り組みについて伺います。以前まで救急救命士等がとった措置が適当であったかを検証する取り組みはされていなかったわけでありましてけれども、総務省消防庁からのこのことについての指針が示され、他都市に先駆けてこの事後検証を取り入れた、こうしたことが8月ぐらいのテレビで報道されていたと思いますので、本市の取り組みについて伺います。

○副議長（菅原敬子） 消防局長。

◎消防局長（石野厚） 救急活動の事後検証についてのご質問でございますが、本市におきましては、お話がございましたように、本年7月の総務省消防庁からの通知を踏まえまして、救急救命士を含む救急隊員が行いました応急処置につきまして、医師の立場からの検証、いわゆる事後検証を本年7月16日から開始をいたしまして、これまでに36件の検証を実施いたしてございまして、検証結果につきましては、おおむね適切な処置であったとの評

価をいただいております。今後とも全救急隊員への活動事例として活用し、救急技術の向上に努めてまいりたいと存じます。なお、現在は聖マリアンナ医科大学病院など、市内の5つの病院に事後検証をお願いしておりますが、将来的には各区1カ所以上の医療機関に働きかけ、協力を要請してまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（菅原敬子） 青山議員。

◆6番（青山圭一） 石野局長，ありがとうございました。7月から事後検証を始めて36件の検証を実施した，おおむね適切な措置であったと評価をいただいております。今後とも全救急隊員の活動事例として救急技術の向上に努めるとのことですので，より積極的な取り組みを要望いたします。今後も市民の安全を担う消防行政の着実な推進を要望し，また，しっかりとその取り組みについて注視をしてまいりますことを申し上げまして，質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。